

緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会

第7回 議事要旨

- 1 日時 平成25年2月4日（火）16:30～18:30
- 2 場所 総務省 10階 共用1001会議室
- 3 出席者（敬称略）

○構成員

長谷部 恭男（座長）、佐伯 仁志（座長代理）、森 亮二（座長代理）、木下 剛、木村 たま代、古賀 靖広、柴崎 亮介、曾我部 真裕、高田 昌彦、高橋 克巳、長田 三紀、北條 博史、森川 博之、山下 純司、吉野 充信

○総務省

安藤 友裕（総合通信基盤局電気通信事業部長）

吉田 博史（事業政策課長）

玉田 康人（消費者行政課長）、松井 正幸（消費者行政課電気通信利用者情報政策室長）、藤波 恒一（消費者行政課企画官）

河内 達哉（データ通信課長）、山口 修治（データ通信課企画官）、西室 洋介（データ通信課課長補佐）

○オブザーバ

クウジット株式会社 取締役CTO 塩野崎 敦

株式会社電通 コミュニケーション・デザイン・センター 次世代コミュニケーション開発部 部長 事業開発ディレクター 中嶋 文彦氏

同 プラットフォーム・ビジネス局 事業企画部 柏原 裕一郎

4 議事

(1) 開会

(2) 議題

ア 位置情報の利活用について

事業者からのプレゼンテーション

・クウジット株式会社

・株式会社電通

イ 防災等の社会的課題解決に向けた位置情報の利活用について

有識者からのプレゼンテーション

- ・ 東京大学空間情報科学研究センター教授 柴崎 亮介氏

ウ 本検討会における論点（案）について

事務局説明

(3) 閉会

5 議事要旨

(1) 位置情報の利活用について

- ・ Wi-Fi位置情報の取扱いに際して、プライバシーの配慮は非常に重要。昨年6月に、renewというロンドンの会社が、リサイクルボックスと呼ばれているごみ箱にセンサーを置き、通行人の無線LAN機器の情報をある程度、統計的に集めることができるということを訴えたかったところ、ホームページに、端末のメーカー名やMACアドレスらしき情報を例に記載してしまい、批判が起きた事例がある。
- ・ 商業施設、博物館、空港といった施設では、アプリを通じて、位置のナビゲーションや位置に応じたコンテンツやクーポンの提供、SNSサービスとの連携といった位置情報サービスが提供されている。端末側で位置を測位する方式をとる場合、プライバシーに関しては、ソフトがそのスマホ側に必要なもので、ユーザーにアプリをダウンロードしてもらい、その際に位置情報を利活用するという同意を得ている。
- ・ インフラ側で端末のプロープ要求を測位する方式では、端末にアプリをダウンロードしていなくても、端末が無線LANのプロープリクエストを出していれば、測位することができ、このような測位が可能になれば、店舗への入店人数や駅改札の人の流れといったものを日常的に統計的に集めることができるようになる。
- ・ 事業者としては、MACアドレスをアノニマイズやハッシュ化して、時間軸でマッチングできないようにするといった形でのプライバシーの配慮が考えられる。
- ・ 利用者の同意を得て取得した位置情報のデータベースを非識別非特定情報として利活用し、個人をターゲットにするのではなく、大きな塊として、人の行動動態、行動属性を見ていくことで、広く活用するというビジネスをやっているが、位置情報の利活用には、意思決定の革新があると思っている。主体としては、流通業、インフラ系企業、あるいはさまざまな自治体、大学等の研究機関から、目的としては、観光、都市計画、交通、防災、商業、流通等の様々な目的がある。

- 位置データの利活用が、都市計画、交通、産業振興、雇用創出に大きく関わっていることを実際に感じている。商用利用と公共利用の別は、実態としては一体であり、不動産ディベロッパーが街を開発すると、行政にも関わってくるし、行政の開発によって、民間事業者が非常に大きな影響を受けるということであり、幅広い利活用という点が今後の公共の利益につながっていくのではないかと。逆に、自治体の活用だけでは機会が少なく、公共の利益につながりにくいのではないかと。
- 利用者の漠然とした不安感が、企業や自治体での位置情報を委縮させている面も感じている。
- Wi-Fi サービスを使いたいけど、位置情報は別の目的で利用されたくないといった利用者に対して、例えば特定のウェブページでフォームを作り、その人がMACアドレスを入れれば、廃棄はできる仕組み等サーバーに蓄積されたデータを後で消せるようにする方法が考えられる。
- 位置情報の利活用の方向としては、大きく情報を統計化して、意思決定に生かしていくというものと、場所とタイミングを選んで、より有益な情報を個人に直接届けたいというものの2方向があると思う。後者については、利用者がアプリをインストールしていることが基本的に想定され、アプリのインストール時にしっかりと書いておくことで同意が取得できる。
- 利用者が通信をするために出している情報を、アクセスポイント側が勝手に収集して、別目的で利用するということは問題があるのではないかと。これを拒否するためには、自分で端末のWi-Fi機能を切るしかないとなると、利用者はWi-Fiは利用したいけど別目的では利用されないという選択肢がない。
- Wi-Fiアクセスポイントの圏内に入ってしまうと、自動的に収集されてしまうことは、Wi-Fiの仕様なのでやむを得ないという話だが、街頭にある防犯カメラの事例が少し似ているかと思う。少なくとも監視カメラの場合、カメラがありますよというような表示はされており、それとのアナロジーで考えると、何らかの形で街頭に表示をすることが必要なのではないかと。

(2) 防災等の社会的課題の解決に向けた位置情報の利活用について

- 携帯電話等の位置情報の防災分野への活用ということでは、東日本大震災の際のデータが、震災ビッグデータという形で幅広く認知された。

- 具体的な活用の場面としては、例えば、火災の防災・救助で、事前の防災には、地域の昼間人口はどうなっているのか把握しておく必要があり、実際の救助時には、その直前まで一体、何人いたのかということが重要になる。津波も同様で、事前の防災、緊急的な救助、被災後の被害状況の推定のためにも、どこにどれだけ人がいるのか、どんな状態なのかという状況は非常に重要になる。
- どこにどのような属性の人がどのぐらいいるかというのは非常に大切な情報で、これが把握できることで、例えば、災害時の地域の共助力を計ることができる。
- 計算の高速化や色々な技術で、リアルタイムでの計算ができるようになってきており、事前の対策だけではなく、緊急時の対応にも活用できるようになってきた。そうなりますますます今どこにどんな人がいるということが重要になってくる。
- 特にデータの乏しい開発途上国では、携帯電話等の位置情報を社会的問題の解決に使えないかということで、国連では、グローバルパルスという名前で、携帯電話から上がってくるリアルタイムのデータを開発途上国での雇用統計や災害対応利用するといったプロジェクトが昨年夏頃からスタートしている。
- バングラデシュでは、洪水対策が課題であり、衛星から雨の降り方をリアルタイムで把握して、洪水予測をし、携帯電話で市民に情報を伝達する、伝達するだけではなくて、いかにうまく逃がし、かつ逃げたことを確認するかというのが重要で、携帯電話の基地局情報を使って分布を推定し、誘導支援するというプロジェクトが動いている。
- こういった事例はとて多く、ケニアでは、マラリアの感染トレンドの分析、フィリピンでは、巨大台風の被災後、復旧・復興の優先順位を策定するため、匿名化された通話記録から人口分布を推定するといった動きがある。
- 世界的に測位衛星が配備されてきており、アジアでも色々な衛星がこれから上がって、人や物の位置が非常に正確にわかるようになりつつある。災害だけではなくて、タイ・バンコクでは、GPSで1万台のタクシーデータをトラッキングして、交通情報に結びつけたり、ヨーロッパでは、衛星画像を公開して、船舶の位置を自動的に抽出し、AISの電波を発していない船舶をトラッキングするといったプロジェクトが動いたりしている。
- 総務省の下で、G空間×ICT推進会議ができ、色々なところにあるデータを集めて、まずは災害対応、そこから、まちづくりや交通に使っていかうというプロジェクトが、今年度、あるいは来年度から動きつつあり、これは世界的なトレンドにも適ったもの。

- 多くの利用において、最後の段階としては集計化されたデータがあればよい。しかし、どのように分析して集計化すれば役に立つかということは、今までデータがなかったこともあり、未知の領域。そのため、分析の知識やノウハウを蓄えることが必要。研究・開発する側からすれば、いかに生に近い個別データを使って、どのような分析をすることでどのような役に立つのかというような研究開発を、いかに大規模に進めることができる環境にあるかということが、社会のウェルフェアに対して大きなインパクトを持ち得るのではないかと考えている。

(3) 論点 (案) について

- 位置情報の取扱いのうち、同意取得のところは、これまでも色々なところで検討されてきたところであり、特に最近では、スマートフォンプライバシーイニシアティブにおいて、GPS等の位置情報について、アプリケーションで利用することが明らかでない場合については、取得の際に同意をとることが原則とされている。これをどこまでスマートフォンの外側に一般化できるかということだと思うが、おそらくその趣旨は、特にスマートフォンデバイスのように持ち歩く、自分の体に近いものについて、同意がとれるチャンスのあるときには取得の同意をとるべきということではないかと思われ、1つの考え方としての出発点になると思う。
- 位置情報の加工、匿名化について、パーソナルデータに関する検討会の作業部会では、汎用的な匿名化手法はないということだったが、データベースが決まって、利用方法が決まれば、やりようはあるという結論だったと思う。本検討会においては、位置情報を含んだデータベースを、こう使うのであれば、こういう匿名化ができるのではないかということは、時間をかけて検討する意味があるのではないか。また、それを後で参照できるような形にしておくことは意味があるのではないか。
- 事例を通して、こういうデータをとるためにはこれぐらいの精度のものをこれぐらいの期間とる必要があるとか、そういう類型化ができていくと、結局は事業者とすれば何か余分なデータを取り過ぎるということもなくなってくるかもしれないし、利用者側にしても、必要以上に情報をとられてしまうという不安感の軽減になると思う。非常に色々な類型があると思うが、そういうことがスタディーできればいいかなと思う。
- 個人を特定する必要はほとんどないが、識別性をなくしてしまうと、実際にはデータとしては役に立たない。情報を取り扱う主体とその情報管理体制、利用目的があって、

その下で、どのような匿名化技術がその特定性、識別性のところであり得るのかとなるのが素直な流れ。一律に識別性を落としましょうとなると、ほとんど意味がないからプロジェクトをやらないという話になりかねない。

- 商業利用でも、リピーター率を図りたいといったニーズに対応するためには、識別性があることが重要。
- 位置情報を利用して調べたい課題、解決したい課題というのは、主体によって非常に異なっており、特定性、識別性の程度について、一律適用という点は難しいところがある。さらに、分析の多様性の観点からは、経年変化を見るという点も必要と思っている。
- 例えば医療の治験情報みたいなものは、識別性を落とすわけにはいかず、非常にセンシティブな情報そのままの状態ですりとりせざるを得ないが、それがあある意味では許されていると思う。やはり、利用目的というのをどう考えるかということで、これはざっくり医療だからとか、商業目的だからとか、災害防止だからというレベルよりは、もう少し突っ込んで考える必要があるような気もしている。
- 街頭に設置した防犯カメラがプライバシー侵害であると争ったケースやコンビニの防犯カメラ映像を捜査機関に提供したことがプライバシー侵害だという判決も出ており、今回のMACアドレスの問題は、プライバシーの限界線とその境界が近く、単なる漠然とした不安の問題だけではないということは理解いただいたほうがいい。
- 携帯電話の電源を入れていたら、そのMACアドレスをとられるということ自体は完全に仕様なわけだが、片やそこからとパーソナライズドサービスとの間の距離は非常に大きいのではないかと。明確な同意があればいいのか、ハッシュ化すればいいのか、場合によってはオプトアウトも条件になるのか、といったルールの整理が必要。
- パーソナライズドサービスをするときは、やはり別の許諾をきちんと最初からとるべき。
- 事業者側が当たり前だと思っていることが、意外と利用者側では当たり前ではないというギャップが大きいと思う。Wi-Fiの機能を端末で切れることさえ知らない利用者も多い。やはり今後、事業者側と消費者側が協力して、ギャップを埋めていく必要があるのではないかと。
- 論点を考えていくに当たって、やはりグローバルというか、諸外国との間でのバランスというのも考えておかないといけない。例えば、先ほどご紹介いただいた国連のグローバルパレスでは、識別可能な携帯電話のCDRのデータを使っているが、日本ではお

そらく今の時点では使えない。あるいは、本日Wi-Fiの議論があったが、将来を見通してみると、Wi-Fi以外も、もしかしたらアクティブタグとか、あるいはアップルのiBeaconとかが位置情報サービスに出てくる可能性がある。そのあたりのバランスも考えながら、検討していかないといけない。

- 先ほど国際的な標準のことも考えるべきだという話があったが、他方で、社会ごとにプライバシーに関する意識というのは相当違うところもあり、日本というのは結構自意識過剰な世界、みんなが私の個人情報を狙っているという、何かそういう意識がちょっと強い社会かなという感じがする。相場観をどこに合わせるのかということは考えなくてはいけないところ。

以上